

Shipper

B/L No.

Through Bill of Lading



**KAMIGUMI CO., LTD.**

**Received** by the Carrier from the shipper in apparent good order and condition unless otherwise indicated herein, the Goods, or the container (s) or package(s) said to contain the cargo herein mentioned, to be carried subject to all the terms and conditions appearing on the face and back of this Bill of Lading by the vessel named herein or any substitute at the Carrier's option and/or other means of transport, from the Place of Receipt or the Port of Loading to the Port of Discharge or the Place of Delivery shown herein and there to be delivered unto order or assigns. This Bill of Lading duly endorsed must be surrendered in exchange for the Goods or delivery order.

In accepting this Bill of Lading, the Merchant agrees to be bound by all the stipulations, exceptions, terms and conditions on the face and back hereof, whether written, typed, stamped or printed, as fully as if signed by the Merchant, any local custom or privilege to the contrary notwithstanding, and agrees that all agreements or freight engagements for and in connection with the Carriage of the Goods are superseded by this Bill of Lading. An enlarged copy of back clauses is available from the Carrier upon request. In witness whereof, the carrier by its Agent has signed the number of Bill (s) of Lading, all of the same tenor and date, one of which being accomplished, to others to stand void. (Terms continued on back hereof)

For Particulars of Delivery Apply to:

Consignee

Notify Party:

Pre-carriage by

Place of Receipt

Vessel

Voy. No.

Port of Loading

Port of Discharge

Place of Delivery

Final Destination (Merchant's reference only)

Container Nos./Seal Nos. Marks. & Numbers.	No. of P'kgs	Description of Goods	Gross Weight	Measurement
---	--------------	----------------------	--------------	-------------

Total number of Containers or other Packages or Units (in words)

Shipper's Declared Value:

Note: The merchant's attention is called to the fact that according to Clauses 18 & 23 of this Bill of Lading the liability of the Carrier is, in most cases, limited in respect of loss of or damage to the Goods.

Freight and Charges

Revenue Tons

Rate

Per

Prepaid

Collect

Exchange Rate

Prepaid at

Payable at

Place and Date of Issue

Total Prepaid in Local Currency

No. of Original B(s)/L

KAMIGUMI CO., LTD. As Carrier

Laden on Board the Vessel

Vessel

Date

Port of Loading:

By

by





株式会社 上組  
**THROUGH B/L 約款**  
裏面約款の翻訳文

## 目次

第 1 条	定義	3
第 2 条	至上約款	3
第 3 条	譲渡性及び運送品の権利	4
第 4 条	準拠法及び裁判管轄	4
第 5 条	運送人のタリフ	4
第 6 条	責任制限法	4
第 7 条	複合運送証券の発行	4
第 8 条	運送の方法及び経路	5
第 9 条	運送品の検査	5
第 10 条	不測の事態	6
第 11 条	積付の自由及び甲板積貨物	6
第 12 条	危険品及び禁制品	7
第 13 条	重量物	7
第 14 条	自動車及びその他の無包装運送品	7
第 15 条	鉄、鋼材及び金属製品	8
第 16 条	生動物及び植物	8
第 17 条	温度調節を要する運送品	8
第 18 条	高価品	9
第 19 条	運送品の引渡し	9
第 20 条	記号による引渡し	9
第 21 条	特殊な引渡し	10
第 22 条	運送人の責任	10
第 23 条	責任の限度	11
第 24 条	抗弁	12
第 25 条	使用人、代理人その他の者の責任	12
第 26 条	損害の通知と出訴期間	12
第 27 条	荷主の責任	13
第 28 条	荷主の詰めたコンテナ	13
第 29 条	運送人のコンテナ	14
第 30 条	運賃及び料金	14
第 31 条	リエン	15
第 32 条	共同海損	15
第 33 条	双方過失衝突約款及びニュージェイソン約款	16
第 34 条	契約の変更	16
第 35 条	米国地域約款	16

## 第1条 定義

- (1) 「運送人」とは、自ら又はその名において荷主と運送契約を締結し、かつ、本運送証券に基づく運送の履行責任を負う本運送証券表面記載の会社をいう。
- (2) 「実運送人」とは、船舶の所有者及び運航者、港湾荷役業者、ターミナル・オペレーター、倉庫業者、道路、鉄道及び航空運送人及び独立契約者並びにそれらの者の使用人及び代理人であつて、本運送証券に基づく運送の全部又は一部を履行するために、運送人がその役務を調達する者等をいう。
- (3) 「運送」とは、運送品に関して運送人が引き受ける作業及び役務（取扱、保管、運送等を含む）の全体又は一部をいう。
- (4) 「コンテナ」とは、運送品をまとめるために使用されるコンテナ（オープントップ、フラットラック又はプラットフォームコンテナを含む）、パレット又はその他の類似の輸送用器具等をいう。
- (5) 「運送品」とは、本運送証券表面記載の貨物をいい、荷主が提供し又は荷主のために提供されたコンテナ又は包に運送品が詰められている場合には、そのコンテナ又は包を含むものとする。
- (6) 「荷主」とは、荷送人、委託者、荷受人、運送品の所有者及びその受取人及び本運送証券の所持人並びにそれらの者ために行為する者等をいう。

## 第2条 至上約款

- (1) 本運送証券が運送品の海上又は国内水上運送を対象とする限り、本運送証券は、1992年6月3日に改正された1957年6月13日付け制定の日本国の国際海上物品運送法（以下法律という）の規定に基づいて効力を有する。但し、1924年8月25日ブラッセルで署名された船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約（以下ヘグ・ルールという）、又は1968年2月23日ブラッセルで署名されたヘグ・ルールを改正する議定書、若しくは1979年12月21日ブラッセルで署名された1968年2月23日付議定書により改正されたヘグ・ルールを改正する議定書に類似する他の立法が本運送証券に強行的に適用されると判示された場合には、それら類似の立法（以下ヘグ・ルール立法という）の規定に基づいて効力を有するものとし、かつ、法律及びヘグ・ルール立法は、本運送証券に摂取されているものとみなす。
- (2) 法律又はヘグ・ルール立法は、運送品が船舶への積込前及び船舶からの荷揚げ後、かつ、運送品が船積港又は荷揚げ港の臨海ターミナルにおいて、運送人及びその使用人又は代理人若しくは実運送人の管理下にある全期間を通じて適用されるものとする。
- (3) 本運送証券のいずれかの規定が、法律文はヘグ・ルール立法又は本運送証券により証明される契約に強行的に適用されるその他一切の法律、制定法又は規則に抵触し又は矛盾すると判断された場合には、当該規定はその抵触又は矛盾する範囲で無効とし、それ以上には及ばないものとする。



### 第3条 譲渡性及び運送品の権利

- (1) 本運送証券を受領したことにより、荷主及びその譲受人は、本運送証券の表面に「譲渡禁止」と記載されていない限り、本運送証券が運送品の権利を構成することになること、及び本運送証券の所持人は、本運送証券を裏書きすることにより本運送証券記載の運送品を受け取り、又は譲渡する権利を有することを運送人と合意する。
- (2) 本運送証券は、その表面に「shipper's weight, load and count」、「shipper-packed container」又は類似の表現等の反対の表示がなされていない限り、運送人が表面記載の運送品を受け取ったことを証明する推定的証拠となる。但し、本運送証券が善意の第三者に譲渡又は移転されたときは、これに対抗することは許されないものとする。

### 第4条 準拠法及び裁判管轄

本運送証券により証明され又は含まれる契約は、本運送証券に別段の定めがない限り、日本法に準拠し、本運送証券の下で生ずる運送人に対する一切の訴訟は、日本の東京地方裁判所に提起されるものとする。

### 第5条 運送人のタリフ

運送人が適用するタリフは、本運送証券に摂取されているものとみなす。適用するタリフの関係規定のコピーは、申し込み次第運送人から入手することができる。本運送証券と適用するタリフとの不一致があるときは、本運送証券が優先するものとする。

### 第6条 責任制限法

本運送証券の規定は、運送人に対して適用される全ての国の法令、制定法又は規則により認められる法定の保護、免責又は責任制限を制約し、又は運送人から奪うように適用されてはならない。

### 第7条 複合運送証券の発行

- (1) 運送人は、本複合運送証券の発行により、運送品を受け取った場所から本複合運送証券表面指定の引渡地までの運送の履行及び／又は自己の名において運送の履行を調達することを引き受ける。
- (2) 「複合運送証券」の頭書にかかわらず、本複合運送証券に定め、かつ、言及する規定は、運送が単一の運送方法による場合にも適用する。
- (3) 本運送証券の表面に記載された運送品の記号、番号、数量、重量、容積、説明、性質、種類、価値及びその他明細は荷送人が申告したとおりであり、荷送人は、運送人が運送品を受け取ったときに、荷送人が申告した運送品の中身、説明及び明細が正確、かつ、適正であることを運送人に対して保証したものとみなす。そして、運送人はその正確さ及び適正さにつき責任を負わない。荷送人は、かかる明細が不正確であること、不適当であること及び／又は不十分であることにより、運送人が被る損失、損害及び費用を補

償するものとする。運送人の当該補償請求権は、荷送人以外の者に対し、運送人が本運送証券の下で負う義務及び責任をなんら制限するものではない。

## 第8条 運送の方法及び経路

- (1) 運送人は、荷主に通知することなく、いつでも
  - (a) いかなる運送方法又は保管方法をも使用することができる、
  - (b) 積替又は表面記載以外の船舶による運送を含み、一つの運送手段から他の運送手段に移して運送品を運送すること、
  - (c) コンテナに詰め込まれた運送品を取出し、他のコンテナ又はその他の方法により転送すること、
  - (d) 運送品をいかなる地点又は港（表面に船積港又は荷揚港として記載されている港であると否とを問わず）において積込み又は荷揚げし、かつ運送品をかかる地点又は港において保管すること、又は
  - (e) いかなる政府又は官憲若しくはかかる政府又は官憲の代理人として行為し又は行為すると称している者若しくは団体、又は運送人の使用する運送手段にかけられた保険の条項により、命令、指示、又は勧告をする制限を有する者又は団体により出された命令、指示又は勧告に従うことができる。
  - (f) 船舶及び／又は陸上、空路によるその他の輸送手段により単一の船積又は複数の船積にわけて運送できる。そしてこの場合、ルートを直線ルート、公示ルート又は慣例ルートにするかを問わない。
- (2) 前項に規定された自由については、運送品の運送に関係あると否とを問わず、運送人は、いかなる目的のためにも援用できる。前項に基づいてなされた行為又はそれにより生じた遅延は、契約上の運送の範囲内とみなされ、かつ離路ではない。

## 第9条 運送品の検査

- (1) 運送人は、なんら義務を負うことなく、いつでもどこでも荷主に通知をすることなく、荷主の費用負担でコンテナや包を開扉し中身を検査する権利を有する。かかる検査により中身又はその一部を安全に又は適切に運送すること、若しくは運送を継続することが全く不可能であるか、又はそのために包、コンテナ又は中身若しくはその一部について追加費用を要するか、又はなんらかの措置を講ずる必要があることが判明した場合には、運送人は、その運送を放棄及び／又は運送のため若しくは運送の継続のため又は運送品の保管のため、いかなる措置をも講ずることができ、さらに陸上又は船上であることを問わず、屋内と屋外であることを問わずに、これを行うことができ、かかる保管は、本運送証券上の正当な引渡しを構成するものとみなされる。荷主は、これらにより生じた追加費用を運送人に対して補償するものとする。
- (2) いかなる場所であっても、官憲の命令により中身の検査のためにコンテナを開扉しなければならないときは、運送人は、開扉、取出し、検査又は再詰め込みに基づく損失、損

害又はその他の一切の結果に関して責任を負わない。運送人は、開扉、取出し、検査及び再詰込みの費用を荷主から回収する権利を有する。

#### 第10条 不測の事態

- (1) 本運送証券に基づく運送の履行が相当な努力を尽くしても避けることができない障害、危険又は騒動の影響を受け又は受けそうなときは、運送人は、運送が開始されていると否とを問わず、荷主に通知することなく、運送が終了したものとして処理し、運送品又はその一部を荷揚げし、陸揚げし、保管し、その他必要ないかなる措置をもとることができる。かつ、運送人が安全で便利でもあるとみなすいかなる地点又は港において、荷主の処置に委ねることができ、それをもって運送品に関する運送人の責任が終了する。その場合には、荷揚げ、陸揚げ、保管及びその他取られた措置をもって、完全にして最終の引渡し及び本運送証券に基づく運送の完全な履行とみなす。そして、運送人は、運送品につきそれ以上責任を負うことを免れるものとする。
- (2) 前項の事態には、宣戦が布告されたと否とを問わず戦争又は戦争の懸念、戦闘行為、戦争類似又は交戦行為、騒擾、暴動若しくはその他の騒動、港や地点の封鎖、又は通商若しくは貿易上の禁制、禁止若しくは制限、検疫、衛生、又はその他類似の規則若しくは制限、部分的であると全面的であるかを問わず、運送人又は実運送人の使用人を含むと否とを問わず、同盟罷業、作業所閉鎖又はその他の労働争議、港、埠頭、臨海ターミナル又はその他の地点の混雑、運送品の積込み、荷揚げ、引渡し若しくはその他の取扱いのための労働力又は施設の不足、欠如若しくは障害、伝染病、疫病、悪天候又はその他送品の運送の障害等を含むものとする。
- (3) 前二項の場合、運送人は、運賃及び料金の金額を受け取る権利を有し、荷主は、荷揚げ港又は陸揚げ地までの運賃又はかかる港又は地点において、荷揚げ、陸揚げ、保管又はその他運送品に関して運送人により取られた措置により生じたその他の費用を支払う義務を負うものとする。

#### 第11条 積付の自由及び甲板積貨物

- (1) 運送人は、運送品をコンテナに詰め、かつ、他の荷主の運送品とまとめて運送することができる。
- (2) 本運送証券の表面にコンテナ又は運送品が艙内積みで運送されることが明示されている場合を除き、運送品がコンテナ詰めであると否とを問わず、荷主に通知することなく、運送品を甲板積み又は艙内積みで運送することができる。甲板積みで運送された場合、運送人は、異なる慣例がある場合でも甲板積みである旨を本運送証券に記載し、記録し又はスタンプすることを要しない。本条第(3)項を条件として、運送品が甲板積みであると艙内積みであるかを問わず、かつ、甲板積みである旨の記載があると否とを問わず、共同海損に参加するものとし、かつ、第2条に規定する法律又はヘーグ・ルール立法の運送品の定義に含まれるものとみなす。



- (3) 本運送証券に甲板積みである旨の記載がある運送品は、実際に甲板積みであると否とを問わず、不堪航又は過失その他の原因によるかを問わず、海上輸送中に発生する運送品についてのいかなる種類の引渡不能、引渡ミス、遅延、滅失又は損傷についても、運送人は、責任を負わない。

#### 第 12 条 危険品及び禁制品

- (1) 荷主は、運送品の種類並びにそれを無害にする方法を書面により運送人に通知し、運送人の書面による明確な事前の同意を得て、かつ、運送品又はコンテナその他の包装の外面に法律、規則若しくは危険物の運送に関する国際条約の定める表示をしなければ、危険性、爆発性、可燃性、放射性、腐食性、有害性、有毒性又はその他破壊性のある運送品を運送のために提出してはならない。更に荷主は、適用される法令や規則又は運送人により要求される書類や証明書を運送人に提出しなければならない。
- (2) 前項の必要条件が満たされない場合又は運送品が禁制品であること若しくは船積港、荷揚港又は寄港地若しくは運送途上のいかなる地点における法律又は規則により禁止されていることが判明した場合、運送人はその判断により、補償することなく当該運送品を無害化し、投げ荷し又は荷揚し若しくはその方法で処分できるものとし、荷主は運賃の損失を含む一切の損失、損傷又は責任及び当該運送品から直接的に又は間接的に生ずる費用について責任を有し、運送人に対して補償するものとする。また、運送人は、当該運送品に関する共同海損分担金の支払いの責任を負わない。
- (3) 第 1 項の規定を満たして提出された危険性、爆発性、可燃性、放射性、腐食性、有害性、有毒性又はその他破壊性がある運送品が船舶、貨物又はその他の財貨若しくは他人に危害を及ぼすようになった場合、当該運送品は、同様に補償することなく荷揚げし、処分し又は無害化できるものとする。
- (4) 荷主が運送品の性質を承知していると否とを問わず、荷主は当該運送品の運送の結果発生する全ての求償、滅失、損害賠償又は費用若しくは身体傷害又は死亡について、運送人に補償するものとする。

#### 第 13 条 重量物

- (1) 一個又は一包当たり総重量が 1 メトリック・トンを超えるものである場合、運送人の受取前に、荷主は、その重量を書面により通告し、かつ、その個品又は包の外面に縦 5 センチメートル以上の文字と数字で明瞭に、消えないように表示しなければならない。
- (2) 荷主が前項に基づく義務に違反した場合には、運送人は、運送品の滅失、若しくは損傷について責任を負わず、かつ、荷主の義務違反に基づく財貨の滅失又は損傷又は身体傷害若しくは死亡については、荷主が責任を負い、かつ、当該義務違反の結果として運送人の被る損失又は責任について、荷主は、補償しなければならないものとする。

#### 第 14 条 自動車及びその他の無包装運送品

自動車、鉄道車両、トラクタ、機械その他の無包装運送品について、その外観上良好である旨の記載は、これらの運送品が受け取られたときに、通常の注意及び注意義務をもってしても発見できない凹損、搔き傷、穴、切り傷及び打撲傷がなかったことを意味するものではない。運送人は、いかなる場合であっても、かかる状態については、責任を負わない。

#### 第 15 条 鉄、鋼材及び金属製品

鉄、鋼材及び金属製品の表面の錆、酸化、湿気その他の類似の状態は、損害の状態ではなく、運送品の性質に固有のものであり、かつ、運送人が外観上良好な状態で運送品を受け取ったことの容認は、運送品が受け取られたときに、明らかに錆、酸化、湿気その他類似の状態がなかったことを意味するものではない。運送人は、運送品の固有の性質の結果として生ずる損失又は損傷については、その責めを負わない。

#### 第 16 条 生動物及び植物

生動物及び植物の運送引受けがなされたときは、その受取、船積み、手入れ、積付け、運送、荷揚げ及び引渡しは、完全に荷主のみの危険負担においてなされるものとし、かつ、運送人は、当該運送品の受取、運送及び保管のために、船舶及びその他の運送手段の堪航能力、装備、人員配置及び補給状態について、いかなる担保及び保証もしない。

#### 第 17 条 温度調節を要する運送品

- (1) 運送人は運送品を冷凍コンテナ、暖房コンテナ、断熱コンテナ、換気コンテナ又はその他の特殊コンテナに入れて運送することを保証しないし、荷主により、又は荷主のためにこのように特別に梱包された特殊コンテナを運送することを保証しない。しかし運送人は当該運送品やコンテナを、それぞれ通常の運送品又はドライ・コンテナとしてのみ取り扱う。但し当該運送品又はコンテナの運送につき特別な取決が運送人と荷主の間で書面により合意され、かかる特別な取決が本運送証券の表面に記載されて必要な特別な運賃が支払われている場合を除く。
- (2) 荷主は、その種類及び維持されなければならない特定温度範囲を事前に書面により通知することなく温度調整を要する運送品を運送のために申し込まないことを保証し、かつ、荷主は、自己又は代理人により詰められた温度調節コンテナの場合には、運送人が運送品を受け取る前に、運送品がコンテナに正しく詰められ、かつ、その温度自動調節装置が荷主により適正にセットされていることを保証する。もし、前述の条件が満たされていないときは、運送人は、運送品の滅失又は損傷についてそれがどのように生じたものであろうと、一切責任を負わない。
- (3) 運送人は、運送の開始前又は開始時に効率の良い状態に温度調節コンテナを維持するために十分な注意を尽くした場合には、コンテナの温度調節機械、装置、断熱剤の隠された瑕疵、故障、不調、停止又は誤動作により生ずる運送品の滅失又は損傷については、一切責任を負わない。

- (4) 運送品が運送人により温度調節されたコンテナに詰められ、荷主より要求される特定の温度範囲が本運送証券の表面に記載されている場合には、運送人は要求された温度の範囲内に温度自動調節装置をセットするが、コンテナ内を当該温度に維持することは保証しない。

#### 第 18 条 高価品

運送人は、白金、金、銀、宝石、貴金属、放射性同位元素、高価な化学物質、金銀塊、正金、通貨、流通証券、有価証券、作品、文書、絵画、刺繍品、芸術品、骨董品、相続財産、あらゆる種類の収集品又は荷主のみにとり特別な価値のある物品を含めたすべての高価品の滅失又は損傷について、それらの真実の種類及び価値が運送品の受取りに先立って荷主により書面で通告され、本運送証券の表面に記載され、かつ、それについての従価運賃が前払いされているのでなければ、運送人は、一切の責任を負わない。

#### 第 19 条 運送品の引渡し

- (1) 運送人は、船側、税関、倉庫、埠頭、キー・コンテナ・ヤード、コンテナ・フレート・ステーション又は本運送証券の表面に記載されている荷揚港又は引渡地の地理的範囲内で運送人が指定するその他の場所から、又はかかる場所にていつでも運送品を引渡す権利を有するものとする。
- (2) いかなる場合でも、運送人の指定する場所において運送品が荷主又は荷主のために運送品を受け取る権利のある者に引き渡された時に運送人の責任は終了する。税関又はその他官憲の管理に運送品を引き渡すことは本運送証券に基づく運送人の責任の最終的な履行となるものとする。(3) 本運送証券上、運送品の到着通知を受ける者についての記載は、単に運送人の参考のためのものであり、通知しなかったことにより運送人は、なんら責任を負わないし、また、荷主は、本運送証券に基づく義務を免れないものとする。(4) 運送人が荷主に対して運送品の受取を要求できる時及び場所において、荷主が運送品又はその一部を受け取らない場合には、運送人は、通知することなく、運送品がコンテナに詰められているときは、これを取り出し、及び／又は運送品を、陸上であるか船上であるか、あるいは屋外であるか屋内であるかを問わず、荷主の責任において保管することができる。かかる保管は、本運送証券に基づく正当な引渡しを構成し、かつ、これにより運送品又は前述のとおり保管された運送品に対する運送人の責任は完全に終了し、かかる保管の（運送人又はその代理人若しくは実運送人が支払うべき）出費及び費用は、運送人の請求あり次第、荷主が支払わなければならないものとする。

#### 第 20 条 記号による引渡し

- (1) 運送人が運送品を受け取る前に、荷主により運送品、包又は容器に縦 5 センチメートル以上の文字と数字で記号が陸揚港名とともに明瞭に、かつ、消えないようにスタンプ

され又は明示されていない限り、運送人は、記号による引渡しの不履行又は遅延についての責任を負わない。(2) 運送人は、いかなる場合にも、主記号以外の記号による引渡しについては、責任を負わない。

- (3) 荷主は、運送品、包及びコンテナ上の記号は本運送証券記載の記号に一致するものであること、又、あらゆる点で荷揚港又は引渡地で有効なすべての法律と規則に従うことを保証し、かつ記号の不正確さ又は不完全さから生じるか又は結果的に生じるすべての滅失、損害、費用、刑罰及び罰金につき運送人に補償する。

## 第 21 条 特殊な引渡し

- (1) 運送人により受け取られた運送品が、荷主によりその中身が詰められたコンテナである場合には、運送人は、本運送証券表面に記載されたコンテナの合計数の引渡しについてのみ責任を負うものとし、コンテナを開扉し、その中身を包又は個品の商標、記号、番号、寸法又は種類別に基づいて引き渡す必要はない。但し、荷主から要請があれば、運送人の絶対裁量により、かつ、運送人はコンテナの開扉時に発見された運送品の不足、滅失、損傷又は不一致について一切責任を負わないことを条件に、コンテナを開扉し、その中身を包又は個品の商標、記号、番号、寸法又は種類別に基づいてあるいは書面による指示に基づいて 1 名又は複数名の受取人に引き渡すことができる。その場合、運送人の本運送証券に基づくすべての義務は履行されたものとみなされ、運送人は当該引渡しから生じるか若しくは結果としての中身の滅失や損傷につきなんら責任を負わないものとし、荷主は運賃及び被った追加費用を適正に調整する責任を負うものとする。
- (2) 運送品が運送人によりコンテナに詰められた場合には、運送人は、コンテナを開扉して、その中身を引き渡すものとする。ただし、運送人の絶対的裁量により、運送品をコンテナに詰められた状態で、荷主に引き渡すことができる。この場合において、運送人により封印に異常がない状態でコンテナが引き渡されたときには、その引渡しは、本運送証券に基づく運送人の義務の全面的、かつ、完全な履行とみなされ、運送人は、コンテナの中身の滅失又は損傷について責任を負わない。

## 第 22 条 運送人の責任

- (1) 運送人は、運送のために運送品を受け取ったときから引渡時までの間に生じた運送品の滅失又は損傷について、以下に述べる範囲で責任を負うものとする。
- (2) 運送人は、滅失、損傷又は引渡しの遅延が次の事由により生じたものであるときは、滅失又は損傷の責任を免除される。
- (a) 荷主の故意又は過失
  - (b) 指図権者の指図に従ったこと、
  - (c) 運送品の固有の瑕疵又は性質、
  - (d) 包装の不完全又は記号の不十分、

- (e) 荷主が提供した運送品をまとめるために使用されたコンテナの欠陥、
  - (f) 荷主によるコンテナの取扱、積込、積付又は取出、
  - (g) 戦争、戦争類似の作戦、騒乱、暴動及び理由の如何を問わず、部分的又は全面的なストライキ又はロックアウト若しくは労働の停止又は制限、
  - (h) 運送人が避けることができない原因又は事件であって、その結果相当な注意を尽くしても、その発生を防ぐことができないもの。
- (3) 滅失又は損傷が発生した運送区間が判明したときは、本約款の別段の規定にかかわらず、運送人の責任は、国際条約又は強行的に適用ある国内法の規定により、
- (a) 私的契約によって、荷主に不利な変更をすることができない規定、又は
  - (b) 荷主が滅失又は損傷が発生した特定の運送区間の運送人と、別個かつ直接の契約を締結し、その証拠として、当該国際条約又は国内法が適用されるために発行すべき特定の証券を受け取っていたならば、適用された規定により定めるものとする。
- (4) 運送品が内陸運送中、実運送人の管理下にある間に、滅失又は損傷が発生したことが証明されたときには、運送人の責任及びその限度は、実運送人の運送契約又はタリフに基づいて決定するものとし、そのような契約又はタリフがないときには、限度は、本約款第 23 条に定めるところによるものとする。
- (5) 滅失又は損傷が発生した区間が立証できないときは、滅失又は損傷は、海上運送中に発生したものとみなし、運送人は、本約款第 2 条に定めるとおり、国際海上物品運送法又は該当するヘグ・ルール立法に規定する限度で責任を負うものとする。

## 第 23 条 責任の限度

- (1) 運送人が運送品の滅失又は損傷について賠償責任を負う場合には、荷主との合意によりその賠償額は、運送品を荷主に引渡した場所及び時又は引渡されるべき場所及び時における運送品の価格により計算されるものとする。運送品の滅失又は損傷に関する運送人の責任の限度を決定するために、運送品の正常な価格は、荷主の送り状価額に支払済の運賃、料金及び保険料を加えたものとみなす。
- (2) 運送人はいかなる場合であっても、その原因の如何にかかわらず、滅失又は損傷した運送品の 1 包又は 1 単位当たり 666.67 計算単位、若しくはその重量 1Kg 当たり 2 計算単位に相当する金額のうちいずれか高い金額を超える運送品に係る一切の滅失又は損傷について責任を負わないものとする。
- (3) 本条に定める限度を超える賠償額は、運送人の同意を得て、運送の開始に先立ち運送品の価額を荷主が申告し、本運送証券の表面の所定欄に記載され、かつ、割増運賃が支払われた場合に限り請求することができ、その場合には、申告価額が限度となり、一部の滅失又は損傷は、申告価額に基づいて、滅失又は損傷の割合に比例して精算される。
- (4) 前記第 2 項にいう計算単位は、国際通貨基金 (International Monetary Fund: IMF)



の定める特別引出権（SDR）とする。前記第2項の規定による金額は、訴訟が係属する裁判所の属する国の法令で定める日におけるその国の通貨の価値を基準として、その国の通貨に換算されるものとする。

- (5) 荷主により又は荷主のために運送品がコンテナに詰められ、かつ、コンテナに詰められた包又は単位の数本運送証券の表面に記載されない場合には、各コンテナは、その中身全体を含み、運送人の責任の限度の適用上1包とみなす。
- (6) 運送人は、運送品が荷揚港又は引渡地に特定の時期に到着すること、また、特定の市場又は用途を満たすことを保証するものでもなく、かつ、運送人は、遅延その他の事由に基づくいかなる逸失利益、又は直接、間接又は派生的損失若しくは損害について一切責任を負わない。前途の権利を失うことなく、運送人が遅延に対して責任があることが判明した場合には、責任は、当該運送区間に適用される運賃を限度とする。

#### 第24条 抗弁

本運送証券に定める抗弁及び責任制限は、訴訟が契約上、不法行為その他のいずれに基づいてなされるものであっても、運送品の滅失又は損傷若しくは引渡しの遅延あるいは運送人の側のその他の責任に関して、運送人に対し提起される一切の訴訟について適用される。

#### 第25条 使用人、代理人その他の者の責任

- (1) 運送品の滅失又は損傷に関して、運送人の使用人若しくは代理人又は本運送証券の条件によって証される運送の履行のために、運送人がその役務を調達する実運送人及びその使用人又は代理人を含む（但し、これに限定されない）その他の者に対して、訴訟が提起された場合には、これらの使用人、代理人又はその他の者は、運送人がこの約款の下で行使できる抗弁、責任制限及び運送人のその他の権利を、あたかもかかる権利が自己のために明示的に規定されているものとして援用できるものとし、この運送契約の締結に当たり、運送人は、それらの規定に関しては、自己のためのみならず、使用人、代理人及びその他の者の代理人及び受託者として、契約を締結するものとする。運送人及び当該使用人、代理人又はその他の者から賠償を得ることができる総額は、いかなる場合でもあっても、本運送証券に規定される制限額を超えないものとする。
- (2) 荷主が運送人の使用人、代理人又はその他の者に対して行った賠償請求に関して、そのためにそれらの者が運送人に求償するであろう請求に対して、荷主は、運送人に補償するものとする。

#### 第26条 損害の通知と出訴期間

- (1) 運送品の滅失又は損傷及びその概況が本運送証券の下でその引渡しを受ける権利を有する者の管理下へ移される前又はその時に、若しくは滅失又は損傷が外部から認

められないものである場合には、その移転のときから連続 7 日以内に、引渡地において運送人又はその代理人に対して、書面により通知されないときは、その移転は、運送人が本運送証券の表面記載の運送品を引き渡したことの一定の証拠となる。

- (2) 運送人は、運送品の引渡し後又は引渡すべきであった日から 9 か月以内に、訴訟が提起されないときには、本運送証券の下での一切の責任を免れる。当該期間が国際条約又は強行的に適用される国内法に抵触するときは、その場合に限り、当該国際条約又は国内法の規定する期間が適用されるものとする。

## 第 27 条 荷主の責任

- (1) 荷主は、本運送証券の条件に合意するに当たり、自己が運送品又は本運送証券の所有権者又は所有権の取得者であるか、若しくはそれらの者の代理権者であることを保証する。
- (2) 第 1 条の荷主の定義に該当する全ての者は、本運送証券に基づき荷主が引き受ける義務一切を履行する責任を運送人に対して連帯して又は分割して負うものとする。
- (3) 荷主は、税関、港湾その他公的機関の全ての規則又は命令を厳守するものとし、かつ、規則及び命令を厳守することを怠り、運送品に係る不法、不正確又は不十分な記号、番号若しくは宛先の記載により発生し又は被る全ての関税、税金、罰金、賦課金、費用又は損害額（追加運送の運賃を含む）を負担して支払い、かつ、運送人に対して補償しなければならない。

## 第 28 条 荷主の詰めたコンテナ

- (1) コンテナが運送人により詰められたものでないときは、本運送証券は、表面に記載されているとおりコンテナのみの受領証にすぎず、運送人はコンテナの中身の状態と明細（記号と番号、包又は個品の数と種類、明細、品質、数量、ゲージ、重量、寸法、性質、種類・及び価値等）を知らないののでそれにつき責任を負わず、かつ、運送人は、中身に係る滅失又は損傷について責任を負わず、かつ、荷主は、次の原因による運送人が被った滅失、損傷、責任又は費用を運送人に補償しなければならない。
- (a) コンテナ詰めの方法、
- (b) 中身がコンテナ運送に不適当な物品であること、又は
- (c) コンテナの不適正又は欠陥。

これに関して、荷主はコンテナの中身の積付け、閉め方と封印の仕方が安全で適正であることを保証し、またコンテナとその中身は本運送証券の条件に従って取り扱い、連送するに適していることを保証する。荷主が当該保証に違反した場合、運送人はかかる違反の結果生じる運送品に係る滅失と損傷につき責任を負わず、荷主は他の財産の滅失や損害、又は身体傷害、又は他のあらゆる事故や事件の結果につき責任を負い、かつ、かかる事故や事件のために運送人が被ったあらゆる種類の損失や責任につき運送人に補償するものとする。

- (2) 荷主は、中身をコンテナ詰めするに先立ち、運送人により又は運送人のために提供されたコンテナを含め、全てのコンテナを検査するものとし、当該コンテナの使用は、コンテナが使用のため及び本運送証券により契約している輸送目的のため正常、かつ、適正であることの一応の証拠とみなす。
- (3) コンテナが封印に異常がなく引渡されたものであるときは、当該引渡しをもって本運送証券に基づく運送人の義務の完全な履行でもとみなし、かつ、運送人は、コンテナの中身の滅失又は損傷について一切責任を負わない。

#### 第 29 条 運送人のコンテナ

- (1) 荷主は、自己、その代理人又は自己により若しくは自己のために雇う内陸運送による取扱中、占有下又は管理下において発生した運送人が荷主のために提供又は手配したコンテナ又はその他の機器類の滅失又は損傷について、全責任を負い、かつ、運送人に補償しなければならない。
- (2) 運送人は、荷主、その代理人又は荷主により、若しくは荷主のために雇われた内陸運送人による取扱中、占有下又は管理下において、運送人のコンテナ若しくはコンテナの中身によって生じた第三者の財貨の滅失、損傷又は第三者の傷害若しくは死亡については、一切責任を負わず、また、これらについて荷主は、運送人に対し補償し、かつ、責任を負わせないものとする。
- (3) 運送人が提供し又は手配したコンテナが荷主の施設で中身を取り出したときは、荷主は、空コンテナを、内部のブラシかけしをした上、汚れがない状態で、運送人又はその代理人若しくは使用人の指定する地点又は場所へ指定期日までに返却する責任を負う。コンテナを運送人又はその代理人若しくは使用人の指定期日までに返却しないときは、荷主は、かかる未返却により生ずる留置料、損料又は費用について責任を負うものとする。

#### 第 30 条 運賃及び料金

- (1) 本運送証券の表面に記載された引渡地までの運賃金額は、当該運賃が前払であると又は着払であると記載されているかを問わず、運送人が運送品を受け取った時に完全に発生したとみなされ、かつ、運送品に係る諸料金は、発生次第運送人に払われなければならない。
- (2) 運賃及びその他料金について運送人は、実際にその支払いをしたと否とを問わず、全運送区間のうちのいずれかの区間で船舶若しくはその他の輸送手段又は運送品が失われたか否かを問わず、又航海又は運送が中止、不達成又は放棄となる等いかなる状況の下においても、その請求権を有し、かつこれを受け取り、維持するための取り消し不能の権利を有する。荷主は、運賃及びその他料金を相殺、反対請求又は控除することなく、現金で支払うものとする。荷主は、いずれかの政府又は公的機関により輸出入を拒否された運送品の返送運賃及び料金につき責任を負う。

- (3) 荷主は、荷造りの不完全又は免責危険によって生じた荷造りの修理、袋詰め、手直し又は詰替え及び消毒、保全、管理、占有の回復その他運送品の利益のために行う措置によって発生した諸費用について、その支払責任を負い、運送人に補償する。
- (4) 荷主は、運賃額、運送品の重量又は運送品を運送する船舶のトン数、その他の運送手段、又は政府若しくは公的機関の法律と規則を荷主が遵守しないことを含めた何らかの基準で運送品に関して賦課された全ての公租、公課、税金及び罰金につき責任を負い、荷主に補償するものとする。
- (5) 荷主が運送品又はその一部を船舶又はその他の運送手段に、理由の如何を問わず積むことができなかつたときは、荷主は、運送人が被る全ての罰金又は損失について責任を負うものとする。
- (6) 運賃は、荷送人又はその代理人により申告された明細に基づき計算されたものである。荷送人は、運送人が運送品を受け取る時点において自己が提出した内容、重量、寸法、価値、その他の明細の正確さを運送人に保証したものとみなされるが、運送人は実際の明細を確かめるために、いつでも荷主の危険と費用負担にてコンテナ及び／又は包を開け、運送品の内容、重量、寸法、価値又はその他の明細を調べることができる。荷主又はその代理人により申告された明細が不正確であったときは、正当な運賃の2倍の金額から請求運賃を差し引いた差額を、合意により確定損害賠償金として運送人に支払うものとする。
- (7) 荷送人、荷受人、運送品の所有者及び本運送証券の所持人は、運送人に対し連帯して、運賃及び料金の支払い及び本運送証券に基づく義務の履行につき、責任を負うものとする。

### 第31条 リエン

- (1) 運送人は、本運送契約又はその他の契約に基づき運送人に支払われるべき金額、何人に支払われるべきものであっても共同海損分担金及びその回収費用について、運送品及び運送品に関する書類に対しリエンを有し（これは引渡後も有効とする）、かつ、このために荷主に通知することなく、荷主の費用負担及び荷主に対し何ら責任を負うことなく、運送品及び書類を公の競売若しくは私的取引により売却する権利を有する。運送品売却の結果、売却代金が未払金の合計額に満たないときは、運送人はその不足額を荷主から回収する権利を有する。
- (2) 運送品が相当の期間内に引取られない場合又は運送人の判断により運送品が品質劣化、腐敗又は無価値となるおそれがあるときは、運送人は自己の裁量で自己のリエンに基づいて何ら責任を負うことなく、荷主の危険と費用負担により、運送品を売却し、放棄し又はその他の方法により処分することができる。

### 第32条 共同海損

- (1) 共同海損は運送品の運送船舶及び／又はその船主が1990年に改正された1974年ヨ

ーク・アントワープ規則又はその修正規則及び運送品の船荷証券に記載される港又は精算地における規則、法律及び慣習に基づいて決定する港又は精算地で精算され、精算書が作成され、かつ、決済される。荷主は、要求された場合、運送品の引渡し前に、運送人又は船主が運送品の推定分担金額、救助料及び特別費用を償うに十分であると認めた供託金及び運送人が要求するその他の追加担保を、運送人又は船主に差し入れなければならない。

- (2) 運送人が共同海損分担金の支払いに関する担保を確保せずに運送品を引渡した場合、荷主は、運送品を受取ることにより、分担金の支払責任を引受け、かつ、運送人が要求する推定分担金額に見合う供託金又はその他の担保を提供することを保証する。

### 第 33 条 双方過失衝突約款及びニュージェイソン約款

運送人に対し運送船舶の船主又は運航人が発行する船荷証券に定める双方過失衝突約款及びニュージェイソン約款は、運送人が援用できるものとし、かつ、本運送証券の一部として摂取され、かつ、本運送証券中に規定されたものと同等の効力及び効果を有するものとみなす。

### 第 34 条 契約の変更

運送人の使用人又は代理人は、本運送証券の条項を放棄し又は変更する権限を有しない。但し、その放棄又は変更が書面によるものであり、かつ、運送人により書面をもって明示的に公認され又は承認されたものであるときは、この限りでない。

### 第 35 条 米国地域約款

- (1) 本運送証券に基づく運送がアメリカ合衆国の港又は地点への又はからの、若しくは經由の運送である場合には、本運送証券は、1936 年 4 月 16 日に承認された米国海上物品運送法 (US COGSA) に準拠するものとし、同法の規定は本運送証券に摂取されたものとみなし、かつ、海上又は内国水上運送を通じて、かつ、米国の臨海ターミナルにおいて船積前又は荷揚後、運送人又は全ての実運送人の実際の管理下にある全期間を通じて至上約款とする。
- (2) US COGSA が適用されたときは、運送人の責任は、1 包又は慣習的な運送単位につき、500 米ドルを超えないものとする。但し、本運送証券の表面に運送品の種類及び価額が申告された場合には、本運送証券第 23 条によるものとする。
- (3) 運送人は、運送品が臨海ターミナルを離れて米国内にあり、かつ、運送人の実際の管理下でないときには、運送品の滅失、損傷又は遅延については、責任を負わない。運送人の責任は、(単・複数の) 内陸運送人による運送を代理人として調達することであり、当該運送は内陸運送人の運送契約、タリフ及び強行的に適用ある法律に基づいて行われるものとする。運送人は、内陸運送人がその運送契約及びタリフに基づいて運送を履行することを保証する。運送人がそのようなときに、何らかの理由により代



理人として行動することが認められない場合には、運送品の滅失、損傷又は遅延に関する運送人の責任は、本運送証券第 22 条又は第 23 条に基づいて負うものとする。